

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）に基づき、人事院規則一四―二一（株式所有により営利企業の経営に参加し得る地位にある職員の報告等）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和四年六月二十日

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院規則一四―二一―一

人事院規則一四―二一（株式所有により営利企業の経営に参加し得る地位にある職員の報告等）の一部を
部を改正する人事院規則

人事院規則一四―二一（株式所有により営利企業の経営に参加し得る地位にある職員の報告等）の一部を
次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後

改正前

(報告等)

第二条 職員（非常勤職員（法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。）及び臨時的職員を除く。以下同じ。）が株式会社の発行済株式の総数の三分の一を超える株式又は特例有限会社（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）第三条第二項に規定する特例有限会社をいう。以下同じ。）の発行済株式の四分の一を超える株式を有する場合で、当該株式会社又は当該特例有限会社（以下「会社」という。）が当該職員の在職する国の機関（会計検査院、内閣、人事院、内閣府、デジタル

(報告等)

第二条 職員（非常勤職員（法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。）及び臨時的職員を除く。以下同じ。）が株式会社の発行済株式の総数の三分の一を超える株式又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）第三条第二項に規定する特例有限会社の発行済株式の四分の一を超える株式を有する場合で、当該株式会社又は当該特例有限会社（以下「会社」という。）が当該職員の在職する国の機関（会計検査院、内閣、人事院、内閣府、デジタル庁、各省並びに宮内庁及び各外局

ル庁、各省並びに宮内庁及び各外局をいう。)又は行政執行法人(以下「在職機関」という。)と密接な関係にあるとき(以下「株式所有により営利企業の経営に参加し得る地位にある場合」という。)は、当該職員は、株式所有状況報告書により、所轄庁の長又は行政執行法の長の長(以下「所轄庁の長等」という。)を経由して、人事院に報告しなければならない。

2 前項の「密接な関係」とは、次の各号のいずれかに該当する場合の会社と在職機関との間の関係をいう。

一 三 (略)

3 (略)

をいう。)又は行政執行法人(以下「在職機関」という。)と密接な関係にあるとき(以下「株式所有により営利企業の経営に参加し得る地位にある場合」という。)は、当該職員は、株式所有状況報告書により、所轄庁の長又は行政執行法の長の長(以下「所轄庁の長等」という。)を経由して、人事院に報告しなければならない。

2 前項の「密接な関係」とは、次のいずれかに該当する場合の会社と在職機関との間の関係をいう。

一 三 (略)

3 (略)

4 所轄庁の長等は、第一項の規定により株式所有状況報告書が提出された場合には、次条第一項及び第二項の基準に照らし職員の職務遂行上適当でないかどうかの見解、配置換その他の方法による職員の職務内容の変更の有無及びその他の参考となる事項を記載した書類を添付して遅滞なくこれを人事院に送付するものとする。

(職務遂行上適当でないと認める基準等)

第三条 前条第一項の規定による報告を行った職員が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該職員の職務遂行上適当でないと認めるものとする。

4 所轄庁の長等は、前項の規定により株式所有状況報告書が提出された場合には、次条第一項の基準に照らし職員の職務遂行上適当でないかどうかの見解、配置換その他の方法による職員の職務内容の変更の有無及びその他の参考となる事項を記載した書類を添付して遅滞なくこれを人事院に送付するものとする。

(職務遂行上適当でないと認める基準等)

第三条 人事院は、前条第一項の規定による報告を受理した場合において、職員が次のいずれかに該当するときは、人事院の定める場合を除き、当該職員の職務遂行上適当でないと認めるものとする。

一・二 (略)

2 | 前項の規定にかかわらず、前条第一項の規定による報告を行った職員が前項各号のいずれかに該当する場合であつて、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該職員の職務遂行上適当でないと認めないものとする。

一 | 会社の議決権の総数に占める職員の有する議決権の数の割合が、株式会社にあつては三分の一以下、特例有限会社にあつては四分の一以下である場合

二 | 会社が規則一四―一七（研究職員の技術移転事業者の役員等との兼業）第二条第二項に規定する技術移転事業者又は規則一四―一八

一・二 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(研究職員の研究成果活用企業の役員等との兼業) 第二条第二項に規定する研究成果活用企業である場合であつて、職員が規則一四―一七第四条第一項又は規則一四―一八第四条第一項の規定によりその役員等(役員(監査役を除く。)、顧問又は評議員をいう。)の職を兼ねることについて承認されているとき。

三| その他人事院の定める場合

3| 人事院は、前条第一項の規定による報告を受理した場合には、前二項の基準に照らし職員の職務遂行上適当でないかどうかについて判断し、所轄庁の長等を経由して、その結果を当該

(新設)

2| 人事院は、前項の基準に照らし職員の職務遂行上適当でないかどうかについて判断し、所轄庁の長等を経由して、その結果を当該職員に対し通知するものとする。

職員に対し通知するものとする。

(報告を徴する権限の委任等)

第三条の二 人事院は、法第百三条第三項の規定

により第二条第一項の報告を徴する権限のう

ち、次の各号のいずれかに該当する場合のもの

を、所轄庁の長等に委任する。

一 職員が前条第一項各号のいずれにも該当し

ない場合

二 職員が前条第一項各号のいずれかに該当す

る場合であつて、同条第二項第一号又は第二

号のいずれかに該当するとき。

2 前項の規定により人事院の権限が所轄庁の長

等に委任された場合における第二条の規定の適

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

用については、同条第一項中「という。」を經由して、「人事院」とあるのは、「という。」とし、同条第四項の規定は、適用しない。

3 所轄庁の長等は、前項の規定により読み替えて適用される第二条第一項の規定による報告を受理した場合には、第一項の規定により人事院への報告を要しない報告である旨を当該報告を行った職員に対し通知するものとする。

(審査請求)

第四条 第三条第三項の規定により職務遂行上適当でないと認める通知を受けた職員は、その通知の内容について不服があるときは、人事院に法第百三条第五項に規定する審査請求をすること

(新設)

(審査請求)

第四条 前条第二項の規定により職務遂行上適当でないと認める通知を受けた職員は、その通知の内容について不服があるときは、人事院に法第百三条第五項に規定する審査請求をすること

とができる。

254 (略)

(職務遂行上適當でない¹と認められた場合の措置等)

第五条 第三条第三項の規定により職務遂行上適當でない¹と認める通知を受けた職員のうち、前条第一項の審査請求をしなかった者及び前条第二項の裁決を受けた者(以下「職務遂行上適當でない¹と認められた職員」という。)は、前条第一項の審査請求をしなかった者にあつては法第百三条第五項に規定する審査請求の期間が経過した日の翌日から起算して六十日以内に、前条第二項の裁決を受けた者にあつては当該裁決

ができる。

254 (略)

(職務遂行上適當でない¹と認められた場合の措置等)

第五条 第三条第二項の規定により職務遂行上適當でない¹と認める通知を受けた職員のうち、前条第一項の審査請求をしなかった者及び前条第二項の裁決を受けた者(以下「職務遂行上適當でない¹と認められた職員」という。)は、前条第一項の審査請求をしなかった者にあつては法第百三条第五項に規定する審査請求の期間が経過した日の翌日から起算して六十日以内に、前条第二項の裁決を受けた者にあつては当該裁決

のあった日の翌日から起算して六十日以内に、次に掲げるいずれかの措置等を行わなければならない。ただし、定款の変更等の措置が会社等によって行われたこと又は配置換その他の方法による職務内容の変更の措置が講じられたことにより第七条の規定に基づき第三条第一項及び第二項の基準に照らし当該者の職務遂行上適当でないと認められない旨の確認の通知を受けた場合並びに定款の変更等の措置が会社等によって行われたことに基づき株式所有により営利企業の経営に参加し得る地位にある場合に該当しないこととなったことにより次条第一項の報告を行った場合及び第九条第一項の報告を行った

のあった日の翌日から起算して六十日以内に、次に掲げるいずれかの措置等を行わなければならない。ただし、定款の変更等の措置が会社等によって行われたこと又は配置換その他の方法による職務内容の変更の措置が講じられたことにより第七条の規定に基づき第三条第一項の基準に照らし当該者の職務遂行上適当でないと認められない旨の確認の通知を受けた場合並びに定款の変更等の措置が会社等によって行われたことに基づき株式所有により営利企業の経営に参加し得る地位にある場合に該当しないこととなったことにより次条第一項の報告を行った場合及び第九条第一項の報告を行った場合にあつ

場合にあつては、この限りではない。

一 (略)

二 第三条第一項及び第二項の基準に照らし職務遂行上適當でないこととなる措置

三 (略)

2 (略)

(措置を講じた職員の報告等)

第六条 職務遂行上適當でないこと認められた職員は、前条第一項第一号若しくは第二号の措置を講じたとき又は会社等により行われた定款の変更等の措置により株式所有により営利企業の経営に参加し得る地位にある場合に該当しないこと

ては、この限りではない。

一 (略)

二 第三条第一項の基準に照らし職務遂行上適當でないこととなる措置

三 (略)

2 (略)

(措置を講じた職員の報告等)

第六条 職務遂行上適當でないこと認められた職員は、前条第一項第一号若しくは第二号の措置を講じたとき又は会社等により行われた定款の変更等の措置により株式所有により営利企業の経営に参加し得る地位にある場合に該当しないこと

ととなったとき若しくは第三条第一項及び第二項の基準に照らし職務遂行上適当でないと認められないこととなったと思料するときは、直ちにその内容を所轄庁の長等に報告するものとする。

2 所轄庁の長等は、前項の規定による報告を受理したとき、職務遂行上適当でないと認められた職員が辞職したとき又は配置換その他の方法による職務内容の変更の措置により第三条第一項及び第二項の基準に照らし職員の職務遂行上適当でないと認められないこととなったと思料するときは、直ちにその内容を人事院に報告するものとする。

ととなったとき若しくは第三条第一項の基準に照らし職務遂行上適当でないと認められないこととなったと思料するときは、直ちにその内容を所轄庁の長等に報告するものとする。

2 所轄庁の長等は、前項の規定による報告を受理したとき、職務遂行上適当でないと認められた職員が辞職したとき又は配置換その他の方法による職務内容の変更の措置により第三条第一項の基準に照らし職員の職務遂行上適当でないと認められないこととなったと思料するときは、直ちにその内容を人事院に報告するものとする。

(人事院の確認通知)

第七条 人事院は、前条第二項の報告があつた場合（職務遂行上適當でない^一と認められた職員が、株式所有により営利企業の経営に参加し得る地位にある場合に該当しないこととなつたとき及び辞職したときを除く。）には、第三条第一項及び第二項の基準に照らし職員の職務遂行上適當でない^二と認められなかどうかについて確認し、所轄庁の長等を経由して、その結果を当該職員に対し通知するものとする。

（職務遂行上適當でない^一と認められなかつた職員等の報告等）

第八条 第三条第三項、第四条第三項又は前条の

(人事院の確認通知)

第七条 人事院は、前条第二項の報告があつた場合（職務遂行上適當でない^一と認められた職員が、株式所有により営利企業の経営に参加し得る地位にある場合に該当しないこととなつたとき及び辞職したときを除く。）には、第三条第一項の基準に照らし職員の職務遂行上適當でない^二と認められなかどうかについて確認し、所轄庁の長等を経由して、その結果を当該職員に対し通知するものとする。

（職務遂行上適當でない^一と認められなかつた職員等の報告等）

第八条 第三条第二項、第四条第三項又は前条の

規定（第三項の規定によりこれらの規定の例によることとされる場合を含む。）により第三条第一項及び第二項の基準に照らし職務遂行上適当でないと認められなかった職員（次項において「職務遂行上適当でないと認められなかった職員」という。）及び第三条の二第三項の通知を受けた職員は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、その旨を所轄庁の長等に報告するものとする。

一（略）

二 第三条第二項各号のいずれにも該当しないこととなった場合

2 所轄庁の長等は、職務遂行上適当でないと認

規定（第三項の規定によりこれらの規定の例によることとされる場合を含む。）により、第三条第一項の基準に照らし職務遂行上適当でないと認められなかった職員は、次のいずれかに該当することとなった場合には、その旨を所轄庁の長等に報告するものとする。

一（略）

二 第三条第一項に規定する人事院の定める場合に該当しないこととなった場合

2 所轄庁の長等は、前項の規定による報告を受

められなかった職員及び第三条の二第三項の通知を受けた職員について、前項の規定による報告を受理した場合又は配置換その他の方法によりその職員の職務内容が変更された場合において、これら職員の職務内容が第三条第一項各号のいずれかに該当する場合であつて、同条第二項第一号及び第二号のいずれにも該当しないと

きは、その内容を人事院に報告するものとする。

3 前項の報告があつた場合においては、第三条及び第四条から前条までの規定の例による。この場合において、第三条中「前条第一項の規定による報告」とあるのは、「第八条第二項の規定

理したとき又は配置換その他の方法により前項の職員の職務内容が変更されたとき（変更前後の所轄庁の長等が同一である場合であつて、当該所轄庁の長等が当該職員の職務内容が第三条第一項各号に該当するおそれがないと認めるときを除く。）は、その内容を人事院に報告するものとする。

3 前項の報告があつた場合においては、第三条から前条までの規定の例による。この場合において、第三条第一項中「前条第一項の規定による報告」とあるのは、「第八条第二項の規定に

定による報告」とする。

(経営に参加し得る地位の変更の場合の報告)

第九条 (略)

2 所轄庁の長等は、前項の規定による報告(第
三条の二第三項の通知を受けた職員からのもの
については、当該職員について前条第二項の規
定による報告を行った場合に限る。)を受理し
たときは、その内容を人事院に報告するものと
する。

による報告」とする。

(経営に参加し得る地位の変更の場合の報告)

第九条 (略)

2 所轄庁の長等は、前項の規定による報告を受
理したときは、その内容を人事院に報告するも
のとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和四年七月一日から施行する。

(人事院規則一―三四の一部改正)

2 人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | | | | 改正前 | | | |
|---|------|------|-----|---|------|------|-----|
| 別表 人事管理文書の保存期間（第三条関係） 一～六（略） 七 服務 | | | | 別表 人事管理文書の保存期間（第三条関係） 一～六（略） 七 服務 | | | |
| 人事管理文書の区分 | （略） | （略） | （略） | 人事管理文書の区分 | （略） | （略） | （略） |
| 基準日 | （略） | （略） | （略） | 基準日 | （略） | （略） | （略） |
| 保存期間 | （略） | （略） | 三年 | 保存期間 | （略） | （略） | 三年 |
| 規則一四 | 第三條第 | 株式所有 | | 規則一四 | 第三條第 | 株式所有 | |
| ―二一 | 三項、第 | 狀況報告 | | ―二一 | 二項又は | 狀況報告 | |
| （株式所 | 三條の二 | 書の提出 | | （株式所 | 第七條の | 書の提出 | |
| 有により | 第三項又 | の要件に | | 有により | 通知の文 | の要件に | |

| | | | | | | | | | |
|------------------------|----|-------------------------|-----|-------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 一 ～ 三 (略) | 備考 | 八 ～ 二十 (略) | 等) | の 報 告 | あ る 職 員 | る 地 位 に | 参 加 し 得 | の 経 営 に | 営 利 企 業 |
| | | | (略) | (略) | | 写 し | 文 書 等 の | の 通 知 の | は 第 七 条 |
| | | | (略) | | | | 日 | く な っ た | 該 当 し な |
| | | | (略) | | | | | | |

| | | | | | | | | | |
|------------------------|----|-------------------------|-----|-------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 一 ～ 三 (略) | 備考 | 八 ～ 二十 (略) | 等) | の 報 告 | あ る 職 員 | る 地 位 に | 参 加 し 得 | の 経 営 に | 営 利 企 業 |
| | | | (略) | (略) | | | | し | 書 等 の 写 |
| | | | (略) | | | | 日 | く な っ た | 該 当 し な |
| | | | (略) | | | | | | |